

## 純国産メンマプロジェクト講師派遣規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、純国産メンマプロジェクト（以下「当会」という。）が、講演・研修などを主催する団体等（以下「主催者」という。）の依頼に基づき、純国産メンマ標準作業手順書に則った講演・研修等の講師派遣を行う場合について必要な事項を定める。

### (契約の成立)

第2条 主催者が当会事務局に、当会公式ウェブサイト・文書等で講演・研修の講師派遣を依頼し、当会が受諾した時点で契約が成立する。

### (講師の選定)

第3条 講師は、当会会員の中から選定し、当会事務局より主催者に通知する。

### (費用等)

第4条 講師派遣に関する費用等は以下のとおりとする。

1. 講師謝金は3時間で80,000円（税込）とし、主催者が負担する。
2. 講演・研修会場の使用料、会場設営費用は、主催者の負担とする。また、講師が講演・研修で使用する機材（パソコン・プロジェクター・スクリーン等）や資料は、主催者の費用負担で準備する。
3. 講師の往復交通費は、主催者の負担とする。
4. 講師謝金は、当会と主催者の協議により変更することが出来るものとする。

### (支払条件)

第5条 前条の講師謝金及び往復交通費は、指定期日（原則実施後7日以内）までに当会の銀行口座へ振込にて支払い、振込手数料は主催者の負担とする。

### (その他)

第6条 この規程に定めのない事項、及びこの規程各条項の解釈または履行について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、円満解決を図るように努めるものとする。

### (規程の改廃)

第7条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、役員会の協議を経なければならない。

### 附則

この規程は、令和6年6月10日から施行する。